| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| | ガラス　※複層ガラス　・単層ガラス　・三重ガラス |
| | 表面色　※標準色　・特注色（・黒　・ブラウン　・シルバー　・　　） |
| | 水切り板，ぜん板　※図示 |
| | 製作所　評価名簿による |
| ③ 鋼製建具 | 簡易気密型ドアセット　⊙適用する　（設計図による）　(16.4.2)(表16.4.1) |
| | 外部に面する建具の耐風圧性　・S-4　・S-5　⊙S-6　(16.4.2)(表16.2.1) |
| | ⊙防音ドアセット,防音サッシの遮音性の等級　・T-1　・T-2　・T-3　・T-4　(16.2.2) |
| | ⊙設計図による |
| | ・断熱ドアセット,断熱サッシの断熱性の等級　・H-1　・H-2　・H-3　・H-4　・H-5 |
| | ・耐震ドアセットの面内変形追随性の等級　・D-1　・D-2　・D-3 |
| | 表面処理亜鉛めっき鋼板のめっきの付着量　(16.4.3) |
| | ⊙JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)　※Z12又はF12　・ |
| | ・JIS G 3317(溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)　※Y08　・ |
| | 鋼板類の厚さ　※図示(図示がない場合は表16.4.2による)　(16.4.4) |
| | 製作所　評価名簿による |
| ④ 鋼製軽量建具 | 簡易気密型ドアセット　⊙適用する（建具表による）　(16.5.2) |
| | ⊙防音ドアセット，防音サッシの遮音性の等級　・T-1　・T-2　・T-3　・T-4　(16.2.2) |
| | ・断熱ドアセット，断熱サッシの断熱性の等級　・H-1　・H-2　・H-3　・H-4　・H-5 |
| | ・耐震ドアセットの面内変形追随性の等級　・D-1　・D-2　・D-3 |
| | 鋼板の表面仕上げ　※表面処理亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板 |
| | 召合わせ，縦小口包み板の材質　※鋼板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム　(16.5.3) |
| | 製作所　評価名簿による |
| ⑤ ステンレス製建具 | 簡易気密型ドアセット　⊙適用する（建具表による）　(16.6.2) |
| | 外部に面する建具の耐風圧性　・S-4　・S-5　・S-6　(16.6.2)(表16.2.1) |
| | ・防音ドアセット，防音サッシの遮音性の等級　・T-1　・T-2　・T-3　・T-4　(16.2.2) |
| | ・設計図による |
| | ・断熱ドアセット，断熱サッシの断熱性の等級　・H-1　・H-2　・H-3　・H-4　・H-5 |
| | ・耐震ドアセットの面内変形追随性の等級　・D-1　・D-2　・D-3 |
| | 材料　屋外※SUS304，SUS430J1L又はSUS443J1　(16.6.3) |
| | 屋内※SUS304，SUS430J1L，SUS443J1又はSUS430 |
| | 表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ　(16.6.4) |
| | 曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ　(16.6.5) |
| | 製作所　評価名簿による |
| ⑥ 木製建具 | 建具材の加工，組立時の含水率　※Ｂ種　(16.7.2)(表16.7.1) |
| | ⊙フラッシュ戸の材料　(16.7.2)(表16.7.2) |
| | 表面材の合板の種類　※図示 |
| | 品質等　※16.7.2(b)による |
| | 表面板の厚さ　※表16.7.6による |
| | ・かまち戸の材料 |
| | かまちの樹種（　　）　鏡板の樹種（　　）　(16.7.2) |
| | 見込み寸法(mm)　※図示(図示がない場合は36)　(16.7.3) |
| | ・ふすまの材料 |
| | 種別　※Ⅰ型　・Ⅱ型　(16.7.2)(表16.7.3) |
| | 上張りの種類　・鳥の子　・新鳥の子　※ビニル紙　・雲花紙(押入等の裏側)　・ |
| | 見込み寸法(mm)　※図示(図示がない場合は19.5)　(16.7.3) |
| | 縁の仕上げ　※塗り縁　・生地縁(素地)　・生地縁(ウレタンクリヤー塗装)　(表16.7.9) |
| | ・戸ぶすまの見込み寸法(mm)　※図示(図示がない場合は30)　・　(16.7.3) |
| | ・紙張り障子の見込み寸法(mm)　※図示(図示がない場合は30)　・　(16.7.3) |
| | 枠，くつずりの材料　※図示　(16.7.2) |
| | 接着剤の材料　(16.7.2) |
| | ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆，またはそれと同等と認められるもの |
| ⑦ 建具用金物 | 種類及び見え掛かり部分の材質　※表16.8.1による　⊙図示　(16.8.2) |
| | マスターキーの製作(対応)　⊙製作する　(⊙新規　・既存合わせ)　(16.8.4) |
| | ・製作しない　(※既存マスターキーに合わせる　・合わせない) |
| | 製作所　評価名簿による（評価名簿に記載のないものは図示による） |
| | ⊙グランドマスター・マスターキー：３枚製作する |
| ⑧ 自動ドア開閉装置 | スライディングドア用自動ドア開閉装置の性能値　(16.9.2)(表16.9.1) |
| | ※表16.9.1による　・ |
| | スイングドア用自動ドア開閉装置の性能値　(16.9.2)(表16.9.2) |
| | ※表16.9.2による　・ |
| | 自動ドアの開閉方法　⊙片引き　⊙引分け　・片開き　(16.9.3) |
| | センサーの種類　⊙光線（反射）スイッチ　・　(16.9.3)(表16.9.3) |
| | 製作所　評価名簿による |
| ⑨ 自閉式上吊り引戸装置 | 性能　※表16.10.1による　・　(16.10.3)(表16.10.1) |
| | 製作所　評価名簿による |
| ⑩ 重量シャッター | シャッターの種類　(16.11.2) |
| | ⊙一般重量シャッター |
| | ・外壁用防火シャッター |
| | ⊙屋内用防火シャッター　⊙屋内用防煙シャッター |
| | 開閉機能による種類　※上部電動式(手動併用)　・上部手動式　(16.11.2)(表16.11.1) |
| | シャッターケース(防火，防煙以外のもの)　・設ける　・設けない　⊙図示　(16.11.2) |
| | スラット及びシャッターケース用鋼板　(16.11.3) |
| | 鋼板の種類　⊙JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) |
| | ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) |
| | めっきの付着量　※Z12又はF12を満足するもの　・ |
| | 製作所　評価名簿による |
| 11 軽量シャッター | 開閉形式　・上部電動式(手動併用)　※手動式　(16.12.2)(表16.12.1) |
| | 耐風圧強度（　　N/㎡） |
| | スラットの材質 |
| | ・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)　(16.12.3) |
| | めっきの付着量　※Z06又はF06を満足するもの　・ |
| | ・JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板) |
| | めっきの付着量　※AZ90を満足するもの　・ |
| | スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形　(16.12.4) |
| | 製作所　評価名簿による |

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| 12 オーバーヘッドドア | (16.13.2)(16.13.3) |

| セクション材料による区分 | 開閉方式による区分 | 収納形式による区分 | ガイドレールの材料 | 耐風圧性能区分 |
|---|---|---|---|---|
| ※スチールタイプ<br>・アルミニウムタイプ<br>・ファイバーグラスタイプ | ※バランス式<br>・チェーン式<br>・電動式 | ※スタンダード形<br>・ローヘッド形<br>・ハイリフト形<br>・バーチカル形 | ※溶融亜鉛めっき鋼板<br>・ステンレス鋼板 | ・50<br>・75<br>・100<br>・125 |

製作所　評価名簿による

| | |
|---|---|
| 13 ガラス | (16.14.2) |

| ガラスの種類 | 適用箇所 |
|---|---|
| ・ | |
| ※その他のガラス | 図示 |

ガラス溝の大きさ　※表16.14.1による　・　(16.14.3)

熱線反射ガラスの映像調整　・行う　(16.14.4)

| | |
|---|---|
| 14 ガラスとめ材 | 種別　(16.14.2) |

| 建具の種類 | 材質 | | 適用箇所 |
|---|---|---|---|
| アルミニウム製 | ※シーリング材 | | ⊙図示 |
| | ・ガスケット | ・グレイジングチャンネル型 | |
| | | ・ | |
| 鋼製 | ※シーリング材 | ・ガスケット | ⊙図示 |
| ステンレス製 | ※シーリング材 | ・ガスケット | ⊙図示 |
| 木製 | ※シーリング材 | ・ | ⊙図示 |

シーリング材　※ＳＲ－1　(表9.7.1)

| | |
|---|---|
| 15 ガラスブロック積み | ガラスブロック材料　(16.14.5) |

| 表面形状 | 呼び寸法 | 色調 | 防火性能 |
|---|---|---|---|
| | | | |

壁用金属枠　・ステンレス(SUS304)・アルミニウム

力骨

| 材質 | 寸法 | 形状 |
|---|---|---|
| ※ステンレス鋼 | ※径5.5mm | ※はしご形状腹筋及び単筋 |
| ・ | ・ | ・ |

1節　一般事項

⑯ 16.1.2 基本要求品質 ［付加］ a.建具の性能
1)各種性能における荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」 により、各性能において脱落・破損等がないものとする。
2)耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、ケース1に対しては無被害、ケース2に対しては、すべての建具に脱落なし、防災建具及び避難に使用する可能性のある建具は開閉可能な状態を保持する。
［付加］ b.片引戸、両引戸、引違い戸・かまち戸等の軸吊開き戸は、引残しの確保や同面納まり等、適切な指挟み防止処置を施す。
［付加］ c.異種金属で構成される部分は、14.1.3 c.の電位差腐食防止処理を施す。
［付加］ d.外気に面する建具材の周囲取合い部のヒートブリッジ箇所には、適切な断熱処置を施す。

⑰ 16.1.6 その他 ［付加］ a.一枚戸及び折り戸で面積が3㎡を超える場合は、骨組、金物、取付けの安全性を計算により確認する。
［付加］ b.電気錠の遠隔操作機能(停電時施錠保持、避難経路施錠開、管理戸の施錠開)は、次による。
※行う(※中央監視室　・　　)　・行わない
［付加］ c.壁面・建具面等からの出寸法が（※150㎜　・　　）を超える、建具に付随する金属製のフィン・水切り（既製水切り皿板を除く）等の水平部材は、雨滴音対策として次の対策を施す。
※上面部材厚　(※2㎜以上　・　　)
・緩衝材　(塗布吹付け制振材3㎜以上又は成形制振材張付け　)
［付加］ d.支持点間隔が2mを超える建具の枠・方立・無目等は、支持部の熱伸縮吸収機構又は緩衝材設置等により、熱伸びによる材軸方向外への変形（はらみ出し）を防止する。
［付加］ e.引戸建具では、障子が脱落しないよう適切な脱落防止策を講ずる。
［付加］ f.トップライトには、シール切れ等により浸入した雨水や結露水の排水経路を確保する。また水抜き孔部分には、カバー・バッフルを設けるなどの逆流防止処置を施す。

2節　アルミニウム製建具

18 16.2.2 性能及び構造 ［付加］ a.発音・摩擦音の防止
1)建具は、予想される風圧力・躯体の変形・外気温の変化や日射による部材の温度伸縮・外気温の変化等により生ずる有害な発音・金属摩擦音等の発生を抑える処置を施す。
2)外装建具が内装材に接する部分は縁を切り、温度伸縮・層間変位・風圧力等による異音の発生を抑える。
3)部材間をボルトで緊結するなど、部材の温度伸縮による有害な発音のおそれのある部分やすべりを必要とする部分には、摩擦低減材を設置する。

4節　鋼製建具

⑲ 16.4.2 性能及び構造 ［付加］ a.外気に面する建具の性能値
1)「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、破損・脱落がないものとする。
2)性能は次による。
※設計図による
・種別は標仕[表16.2.1](・A種　・B種　・C種)による。

⑳ 16.4.4 形状及び仕上げ ［付加］ a.外部周りの三方枠の厚さは、次による。
※1.6mm　・2.3mm(適用場所：　　)
［付加］ b.鋼製建具の戸の見込み寸法は次による。

| 建具の戸の大きさ | 戸の見込み寸法(mm) |
|---|---|
| 2.5 ㎡以下 | 40 |
| 3.0 ㎡以下 | 45 |
| 5.0 ㎡以下 | 50 |
| 5.0 ㎡を超えるもの | 60 |

注)ヒンジクローザ(ピボット形)を用いる戸の見込み寸法は、50mm以上とする。

5節　鋼製軽量建具

㉑ 16.5.3 材料 c.ガラス押え金物の材質は、次による。
※戸と同材同色仕上げ　・既製押縁

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| 6節　ステンレス製建具 | |
| ㉒ 16.6.3 材料 ［付加］ | a.ステンレス鋼板は、14.1.5による。 |
| 8節　建具用金物 | |
| ㉓ 16.8.2 材質・形状及び寸法 ［付加］ | a.錠の付加仕様<br>⊙アンチフリクション機構(ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝを除く) |
| ［付加］ | e.錠の防犯性能<br>1)錠の防犯性能は、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」第7条に基づく指定建物錠の防犯性能の表示により、防犯性能あり及び各性能の最高グレードを原則とする。<br>※適用する(※屋外に面するすべての扉　・設計図による)<br>・適用しない<br>2)16.1.6により「防犯建物部品」を適用する場合は、「防犯性の高い建物部品目録」に掲載された製品とする。 |
| ［付加］ | f.鍵の付加仕様<br>⊙リバーシブルタイプ<br>・ディンプルキータイプ |
| ［付加］ | g.雨掛りとなる建具・門扉等に用いる電気錠は、防滴型とする。 |
| 9節　自動ドア開閉装置 | |
| ㉛ 16.9.2 性能 ［付加］ | a.安全対策としてのスライディングドア用自動開閉装置のセンサー検出範囲は、両方向通行の場合は次による。<br>1)幅方向は自動ドアの有効開口幅に左右各々(・150mm　※500mm)を加えた寸法以上とする。また自動ドア周辺の状況に応じて、斜め方向からの進入を想定したセンサー検出範囲の設定を行う。 |
| ［付加］ | b.本節に記載のないスライディングドア用自動開閉装置の安全上の諸性能は、全国自動ドア協会「スライド式自動ドアの安全ガイドライン」によるほか、製造者の基準による。 |
| ㉜ 16.9.3 機構 ［付加］ | a.スライディング自動ドアの戸袋部防護処置は次により、適用する建具は、設計図による。<br>・全面ガラススクリーン方式<br>戸袋部分を全面ガラススクリーンで覆ったものとし、フレーム及びガラスの形状・材料・仕上げ等は、設計図による。常時シリンダー本締り錠により施錠、開閉により内部全面メンテナンスを可能とする。<br>⊙手すりガード（防護さく）方式<br>手すり状の防護さくとし、形状・材料・仕上げ等は、設計図による。<br>戸尻感知センサー　※設置しない　・設置する（・ドア制御　・注意喚起音声）<br>・その他（　　） |
| ［付加］ | b.スライディング自動ドアのパニックオープン（非常時開放）機構は、次による。<br>※自火報連動自動開放かつ停電時自動開放し、開放状態保持<br>停電時の開放用電源　※内蔵バッテリー　・非常用電源回路 |
| ［付加］ | d.スライディング自動ドアの戸先及び戸尻は、角出し曲げを行わない。 |
| ［付加］ | e.スライディング自動ドアは、指挟み防止のための引残しを確保し、また、格子戸のような凹凸がないものとする。全開時における戸先かまちと方立の隙間及び戸尻と近接する壁面等との隙間は、それぞれ30㎜以上とする。 |
| ［付加］ | f.スライディング自動ドアは、製造者の安全基準を満足したうえで、使用箇所、用途により、次の安全対策を講ずる。<br>1)適切な閉じ速度、あき保持時間<br>2)補助センサー1段の適切な設置<br>3)軽量化<br>4)ガラスへの衝突防止表示 |
| 11節　重量シャッター | |
| 33 16.11.2 形式及び機構 ［付加］ | a.外気に面するシャッターの性能値<br>※「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、レールから脱落せず、開口幅の1/200以下のたわみ率かつ使用上有害な変形の残留がないものとする。 |
| 34 16.11.3 材料 ［付加］ | a.ガイドレール・まぐさ・座板の材質は、屋外に面するシャッターにあってはステンレス製とし、屋内に設置するシャッターは、次による。<br>1)ガイドレール<br>・ステンレス製　※ガイド部分をステンレス製、見え掛りを鋼製焼付け塗装<br>・設計図による<br>2)まぐさ<br>・ステンレス製　※鋼製焼付け塗装　・設計図による<br>3)座板<br>・ステンレス製　※鋼製焼付け塗装　・設計図による<br>4)シャッターケース<br>※設計図による |
| ［付加］ | b.操作ボックスの仕様は次により、取扱い方法を明示する。<br>※ガイド部分見え掛りと同材・同仕上げ　・設計図による<br>・ステンレス製HL仕上げ　・鋼製焼付け塗装仕上げ |
| 14節　ガラス | |
| 35 16.14.1 適用範囲 置換 | a.この節は、建具に取り付けるガラス及びガラスブロックに適用するほか、カーテンウォールガラス・手すりその他各所のガラス施工部分にも適用する。 |
| 36 16.14.2 材料 ［付加］ | a.板ガラスの種別、種類、仕様等は次によるほか、設計図による。<br>1)外装に使用するガラスは、「工事概要書 2-2 構造設計条件」の設計用風圧力及び「工事概要書 2-1 立地条件等」の浸水対策レベルにおける静水圧(流木等の外圧は除く)に対して強度を確保していることを確認する。ガラススクリーン構法等特殊な構造の場合は、監督職員の指示により有限要素法による解析を行う。 |
| ［付加］ | 2)外装に使用するガラスは、熱割れ計算にて安全性の確認を行う。ルーバー等の突起物・ガラスに近接した壁等がある場合や、熱だまりになる部分については、周辺の状況も計算要素に加える。 |
| ［付加］ | 3)各種熱処理ガラスに用いる素板ガラスは、熱処理を行うことを前提とし、硫化ニッケル等の不純物の混入を極力防止して製造されたものとする。 |
| ［付加］ | 4)次の部位に用いるガラスは、日本建築防災協会編「改訂版ガラス開口部の安全設計指針」を満たすものとする。<br>①対象範囲　※同指針により、安全設計が求められるとして例示された部分<br>②対象開口部　※出入口　※出入口の周辺部　・その他の開口部<br>③ガラス種別　※強化ガラス　・設計図による |

| 項目 | 特記事項 |
|---|---|
| ［付加］ | 5)ガラスの風圧力によるたわみは、次による。<br>※有限要素法又は板硝子協会の定める計算式で算出し、部材長の1/100以下とする。<br>6)強化ガラス等、熱処理を加えたガラスは、ローラーウェーブの方向をそろえて設置する。 |
| 37 16.14.6 ガラス用フイルム 追補 | a.ガラス用フィルムの仕様は、JIS A 5759により、種別、仕様は、次による。 |

| 名称 | 種類 | 張り面 | | 性能等 |
|---|---|---|---|---|
| ⊙飛散防止フィルム | 第2種 | ※内張り　・外張り | ・設計図による | 飛散防止率D1 |
| ・ | | | | |
| ・ | | | | |

b.強化ガラスの飛散防止フィルム張り
1)フィルム張りの範囲
⊙厚さ5mmを超えるすべての強化ガラス　※ 設計図による　・ 行わない
2)張り方
※ピクチャーフレーム方式(フィルム端部～シーリング材又はガスケットの隙間は2mm以内)
・設計図による
3)継ぎ方
※縦つぎ　・横つぎ
c.フィルムのメンテナンス等
1)取扱い説明書に耐用年数、張り方、メンテナンス等の留意点を明記し、完成引渡し時に発注者及び建物管理者へ適切な説明を行う。
2)飛散防止フィルム張りは、ガラス破損時に容易に確認及び張り替えが可能な部位に用いる。
3)飛散防止フィルム張りには、原則脱落防止性能を期待しない。

38 16.14.10 強化ガラス 追補 a.強化ガラスは、JIS R 3206（強化ガラス）により、特性による種類はⅢ類とする。
b.強化ガラスは、全数ヒートソークテストを行う。
c.ローラーウエーブの許容値は、次による。

| 種別 | 許容値 |
|---|---|
| ・A種 | 任意の300mmに対して0.15mm |
| ・B種 | 任意の300mmに対して0.3mm |
| ※C種 | 任意の300mmに対して0.5mm |
| ・D種 | 製造者の仕様による |

d.建築物引渡し後10年以内に強化ガラスが自然破損した場合、建築物引渡し後の傷等による場合を除き、受注者の費用負担にて復旧する。
e.強化ガラス小口の保護
※行う(保護材の仕様：※設計図による　・　　)
・製造者の仕様による
f.強化ガラスは、合わせガラスとするなどの落下防止対策を講じた場合を除いて、地上面・床面から3mを超える部分では使用しない。複層ガラスの屋外側の面（吹抜けの場合は屋内側も含む）に強化ガラスを使用する場合は、当該部分を合わせガラスとした複層ガラスとする。
g.床面からの片持方式となる強化ガラスの手すりには、強化合わせガラスを使用する。
h.DPG工法を採用した場合の面ガラスは、強化合わせガラスとする。
i.ガラスリブ等他部材の支持構造部材として用いる強化ガラスは、強化合わせガラスとする。

39 16.14.12 合わせガラス 追補 a.合わせガラスの中間膜は、次による。
1)外部の雨掛り部(トップライト、ひさし等)・室内水場周り・合わせガラスの小口をシールジョイントとする場合の中間膜は、白濁しない耐水性・耐久性を有する膜とする。
2)中間膜厚は、合わせガラス材の構成・大きさ・使用する部位等に適合した所定の性能を満たす製造者の仕様による。ただし、強化合わせガラスの中間膜厚は、45mil以上とする。

40 16.14.13 複層ガラス 追補 a.複層ガラスのスペーサー
・指定色(　　・　　)　⊙製造者の仕様による
b.複層ガラス下辺のガラス間のずれは、0.5mm以下とする。
c.ペアリングは、温湿度を一定に調整したペアリング専用室内で行う。

15節　防災建具　追補

41 16.15.1 適用範囲 a.この節は、特定防火設備・防火設備となる防火戸・防火シャッター等に適用し、一般建具の仕様に加えて防災上付加すべき性能・装置について規定する。
b.適用は、設計図による。

42 16.15.2 材料、形状、仕上げ a.工事区分は次によるほか、工事区分表による。
1)建具及び付属金物・自動閉鎖(開放)装置・作動確認スイッチ：建築工事
2)電源・予備電源・連動制御器・感知器の配線及び配管　：電気工事
b.閉鎖機構及び煙感知器等との連動・順位調整・操作ボックスの形式・材質等は設計図による。
c.大臣認定を受けた製品は、認定条件を遵守する。

43 16.15.3 特定防火設備 防火設備(防火戸) a.金物類は、原則として亜鉛合金又はアルミニウム合金を使用しない。
b.ガラス扉や木製扉等で特定防火設備とする場合は、設計図による。
c.常時開放埋込戸の閉鎖装置は、ヒンジクローザーとし、調整器は壁側に設ける。
d.常時開放埋込戸のソレノイドの保持力は、火災時に手で開けられる強さ、かつ誤報防止のため体が触れても容易に閉じない強さとする。
e.くぐり戸付きの場合、くぐり戸の下部は下枠のない形式とする。
f.防火戸付き消火ホースロの大きさ・開閉機構・取付け位置・表示方法等は、所轄消防署と協議のうえ決定する。

44 16.15.4 防火シャッター 防煙シャッター 防火防煙シャッター a.建築基準法第2条第9号ニのロ、建築基準法第64条（延焼のおそれのある部分に設ける防火設備）の規定に基づき定められたもの、又は認定を受けたものとする。
b.形式・機構は16.11によるほか、次による。
1)スラットは、排煙機動作時の負圧を受けてもガイドレールから外れることのない構造とする。
2)防火防煙シャッターの場合は、煙感知器と連動するものとする。
3)手動閉鎖装置を設置する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 着工 | 平成 28年 6月 25日 | | |
| 竣工 | 令和 元年 11月 30日 | | |
| 監理 | | 監理　日建・上田特定監理業務等共同企業体 | |
| 施工 | | 施工　大成・大旺新洋特定建設工事共同企業体 | |

完成図　意-11

日建・上田特定設計委託業務共同企業体

| 高知市都市建設部公共建築課 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 担当 | 担当 | 係長 | 課長補佐 | 副参事 | 課長 |
| | | | | | |

高知市新庁舎建設工事

特記仕様書 (7)

意 1－9

NO. 0－140004－B